

第32 消費貸借

1 消費貸借の成立等（変更）

民法第587条の2

- (1)前条の規定にかかわらず、書面とする消費貸借は、当事者の一方が金銭その他の物を引き渡すことを約し、相手方がその受け取った物と種類、品質及び数量の同じ物をもって返還をすることを約することによって、その効力を生ずる。
- (2)書面とする消費貸借の借主は、貸主から金銭その他の物を受け取るまで、契約の解除をすることができる。この場合において、貸主は、その契約の解除によって損害を受けたときは、借主に対し、その賠償を請求することができる。
- (3)書面とする消費貸借は、借主が貸主から金銭その他の物を受け取る前に当事者の一方が破産手続開始の決定を受けたときは、その効力を失う。
- (4)消費貸借がその内容を記録した電磁的記録によってされたときは、その消費貸借は、書面によってされたものとみなして、前三項の規定を適用する。

（改正前民法587条）

消費貸借は、当事者の一方が種類、品質及び数量の同じ物をもって返還をすることを約して相手方から金銭その他の物を受け取ることによって、その効力を生ずる。

第1項は、従来の要物契約である消費貸借に加えて、諾成的消費貸借契約をも認めるものの、その効力要件として、書面によることを要求するものである。よって、消費貸借契約として効力を生じるには、目的物を貸し渡すか、書面によって合意するか、いずれかをすべきこととなる。

第2項は、諾成的消費貸借契約の締結の後、貸主が目的物を借り主に貸し渡すまでの間、借主は、諾成的消費貸借契約を解除することができるとするものである。目的物の交付前に、借主において資金需要がなくなることもあるため、そのような場合には借主による解除によって契約関係からの離脱を認めるべきと考えられることによる。しかし、貸主には融資を実行するために、資金調達を行ったり、あるいは契約締結までにコストを費やしていることもあるため、借主は貸主に生じた損害を賠償すべきこととされた。

第3項は、諾成的消費貸借契約が締結された場合において、金銭等の交付前に当事者の一方が破産手続開始の決定を受けたときは、その効力を失うとするものである。改正前民法589条（消費貸借の予約と破産手続きの開始）と同じ趣旨である。

第4項は、書面に代えて、内容を記録した電磁的記録をもってすることを認めるものである。インターネットを利用した電子商取引が広く利用されている現状に鑑み、書面を要求することによる電子商取引の利便性の喪失を避けるため、電磁的記録を持って足りることとしたものである。これは、保証契約の要式行為性と同一である。

2 消費貸借の予約（廃止）

民法第589条を削除する。

（改正前民法589条）

消費貸借の予約は、その後当事者の一方が破産手続開始の決定を受けたときは、その効力を失う。

今回の改正において、諾成的消費貸借契約を認め、かつその契約締結後目的物の交付前に、当事者の一方につき破産手続開始の決定があった場合の規律を設けたことから、本条の存在意義は喪失された。

そこで、本条を削除することとなったものである。

3 準消費貸借（変更）

民法第588条

金銭その他の物を給付する義務を負う者がある場合において、当事者がその物を消費貸借の目的とすることを約したときは、消費貸借は、これによって成立したものとみなす。

(改正前民法588条)

消費貸借によらないで金銭その他の物を給付する義務を負う者がある場合において、当事者がその物を消費貸借の目的とすることを約したときは、消費貸借は、これによって成立したものとみなす。

改正前民法588条は、準消費貸借契約の要件として、消費貸借によらないで金銭その他の物を給付する義務を負うことを定めていた。

しかし、これは元の債務が消費貸借契約に基づく債務ではないことが通常であることを想定して規定したものであり、消費貸借に基づく返還債務を目的として準消費貸借契約を締結することは当然に可能である(判例・通説)。

よって、「消費貸借によらないで」という要件は不要であるから、削除することとした。

4 利息(新設)

民法第589条

- (1) 貸主は、特約がなければ、借主に対して利息を請求することができない。
- (2) 前項の特約があるときは、貸主は、借主が金銭その他の物を受け取った日以後の利息を請求することができる。

第1項は、貸主が借主に利息を請求するためには、特約を要するものである。具体的な利率を定めた場合にはその利率による利息を(ただし利息制限法等の制限がある)、具体的な利率を定めない場合には法定利率による利息を、請求することができる。

第2項は、利息の発生時期を、元本の交付時とするものであり、諾成的消費貸借契約においても同様である。ただし、当事者の合意で、元本を交付した日「より後の日」とすることを妨げるものではない。

5 貸主の担保責任(変更)

改正前民法第590条第1項を削除する。

民法第590条

- (1) 第551条の規定は、前条第1項の特約のない消費貸借について準用する。
- (2) 前条第1項の特約の有無にかかわらず、貸主から引き渡された物が契約の内容に適合しないものであるときは、借主は、その物の価額を返還することができる。

(改正前民法590条)

- 1 利息付きの消費貸借において、物に隠れた瑕疵があったときは、貸主は、瑕疵がない物をもってこれに代えなければならない。この場合においては、損害賠償の請求を妨げない。
- 2 無利息の消費貸借においては、借主は、瑕疵がある物の価額を返還することができる。この場合において、貸主がその瑕疵を知りながら借主に告げなかったときは、前項の規定を準用する。

今回の改正において、売買の場合に、買主には売主に対して追完請求を認めていることから、追完請求の一内容である代替物引渡請求もまた、利息付き消費貸借契約における借主に認められることとなる(改正前民法559条により、売買の規定が有償契約に準用されるため)。よって、改正前民法590条1項は不要の規定となることから、今回削除されることとなった。

また、無利息の消費貸借においては、無償片務契約であって、贈与と同種の法律関係になることから、贈与者の担保責任の規定は無利息の消費貸借契約における貸主の

担保責任にも妥当する。よって、贈与者の担保責任の規定が無利息の消費貸借契約に準用されることとなる。

さらに、消費貸借契約において、貸主が目的物の所有権を借主に移転させるものであるため、売買ないし贈与と同じくその契約の目的に適したものでなければならない。そこで、売買や贈与と整合性のある義務を定めることとなったものである。

6 期限前返済（変更）

民法第 591 条

(1)当事者が返還の時期を定めなかったときは、貸主は、相当の期間を定めて返還の催告をすることができる。

(2)借主は、返還の時期の定めの有無にかかわらず、いつでも返還をすることができる。

(3)当事者が返還の時期を定めた場合において、貸主は、借主がその時期の前に返還をしたことによって損害を受けたときは、借主に対し、その賠償を請求することができる。

(改正前民法 591 条)

1 当事者が返還の時期を定めなかったときは、貸主は、相当の期間を定めて返還の催告をすることができる。

2 借主は、いつでも返還をすることができる。

(改正前民法 136 条 2 項)

期限の利益は、放棄することができる。ただし、これによって相手方の利益を害することはできない。

借主は、返還の時期を定めた場合であっても、無条件でいつでも返還することができるものとした。前もって相手方に生じた損害を賠償する必要はない。

ただし、期限前弁済によって貸主に損害が生じた時は、その賠償をする義務を負うこととした。